

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2020年6月26日

【会社名】 株式会社南陽

【英訳名】 NANYO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武内英一郎

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前3丁目19番8号

【電話番号】 (092)472 7331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画室長 篠崎学

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅前3丁目19番8号

【電話番号】 (092)472 7331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画室長 篠崎学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

株式会社南陽北関東支店
(埼玉県熊谷市本町2丁目84番地 薬剤師会館1階)

株式会社南陽東京支店
(東京都中央区日本橋茅場町2丁目13番11号
サンアイ茅場町ビル3階)

株式会社南陽関西支店
(兵庫県西宮市甲子園七番町17番28号)

1【提出理由】

2020年6月23日開催の当社第66期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金51円 総額324,748,212円

ロ 効力発生日

2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第19条第2項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、4名以内から5名以内に変更するものであります。また、字句統一のため表現方法の一部修正を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。)として、武内英一郎、眞野耕二、篠崎学、石川一郎、南雲一紀及び古賀貴文を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、山本一雄、灘谷和徳、斧田みどり及び南谷敦子を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)に対する役員賞与支給の件

当期より、役員賞与につき業績連動賞与へと移行するとともに、当期末時点の取締役(監査等委員である者を除く。)6名に対し、役員賞与総額60百万円を支給するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額について、固定報酬及び業績連動賞与併せて年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	50,142	121	1	(注)1	可決 99.75
第2号議案 定款一部変更の件	50,097	167	0	(注)2	可決 99.66
第3号議案 取締役(監査等委員である 者を除く。)6名選任の件 武内 英一郎 眞野 耕二 篠崎 学 石川 一郎 南雲 一紀 古賀 貴文	50,072 50,075 50,074 50,074 50,069 50,070	191 188 189 189 194 193	1 1 1 1 1 1	(注)3	可決 99.61 可決 99.62 可決 99.62 可決 99.62 可決 99.61 可決 99.61
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件 山本 一雄 灘谷 和徳 斧田 みどり 南谷 敦子	45,130 50,076 50,020 50,080	5,133 187 243 183	1 1 1 1	(注)3	可決 89.78 可決 99.62 可決 99.51 可決 99.63
第5号議案 取締役(監査等委員である 者を除く。)に対する役員 賞与支給の件	49,767	496	1	(注)1	可決 99.01
第6号議案 取締役(監査等委員である 者を除く。)の報酬額 改定の件	49,738	525	1	(注)1	可決 98.95

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。